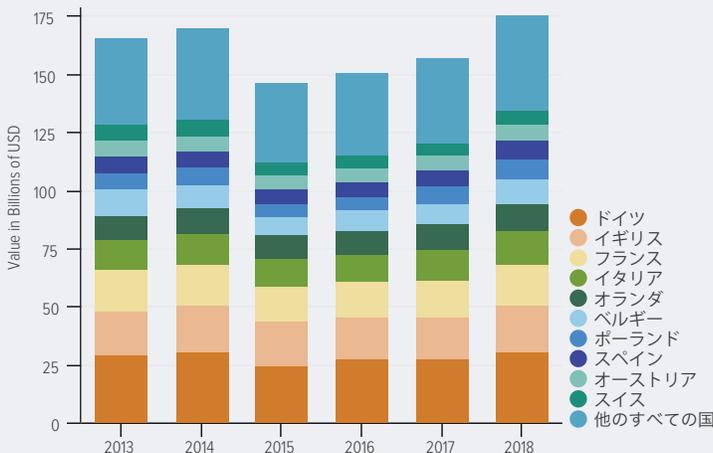


EU木材規則により、欧州における2018年の木材貿易は規制されたか？

フォレスト・トレンドズは貿易と取締行為の関連性を理解するため、2018年の国連商品貿易統計データベースやその他の関連ソースを評価した。

1. EU木材規則の対象範囲となる欧州連合 (EU) の林産物の輸入総額は2018年に米1,750億ドルとなり、2017年より12%増加している。

EU木材規則が発効してからのEU加盟国28カ国とノルウェーおよびスイスの林産物



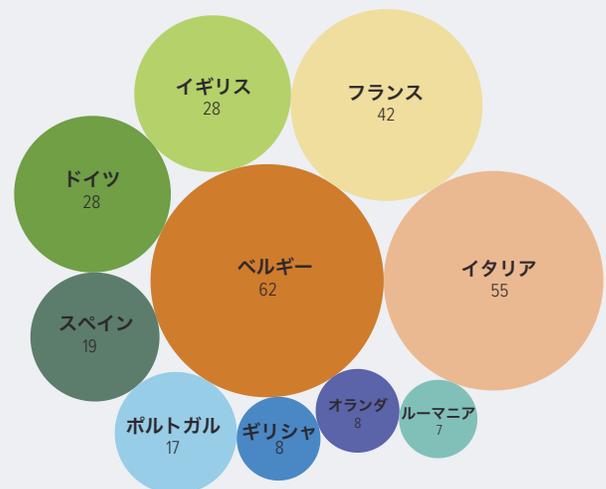
ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、オランダが、欧州の林産物2輸入の半分を占める。スロベニア、ポーランド、フィンランド、ポルトガル、ラトビアは、金額ベースで20%の輸入増加を報告している。これらの国の市場は成長しており、加盟国全域におけるEU木材規則の統一した取締りが重要であることがわかる。

2. EU木材規則の対象となる林産物の欧州への輸入のうち、世界銀行の定義する「紛争影響下の脆弱国」からの輸入は、2017年から2018年の1年間に米ドル金額ベースで17%増加している。

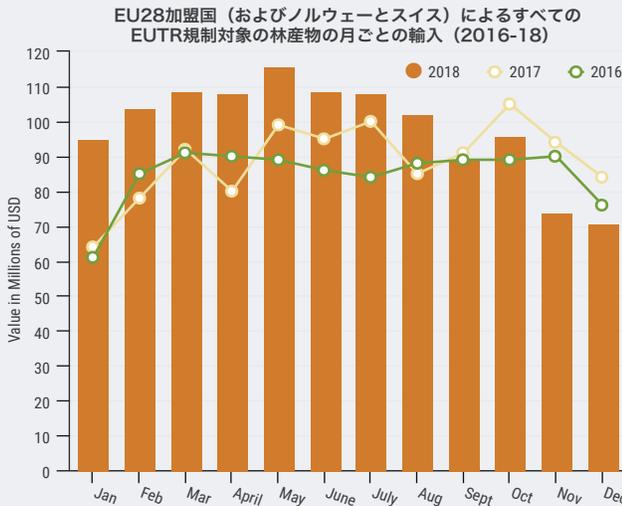
欧州による紛争影響下の脆弱国18か国からの輸入は増加した。これらの国からの2018年の欧州への輸入は以下の国からとなっている：コンゴ共和国、コートジボワール、ミャンマー、コンゴ民主共和国、および中央アフリカ共和国。モザンビークからの輸入は金額ベースで大幅に減少したが、ジブチからの輸入は1,000%以上増加した（英国によるたばこ製品の購入が理由）。紛争影響下の脆弱国から最も多く輸入があったのは、ベルギー、イタリア、フランス。

世界銀行による「脆弱な状況の統一リスト」は、紛争影響下の脆弱国の年次評価であり、本分析にはこれを使用。このリストでは暴力、紛争、不安定性を経験している国を分類している。欧州委員会は、「武力紛争制裁の蔓延とDDシステムにおける武力紛争の検討」に関するEU木材規則のガイダンス文書のドラフトを2018年に発行し、文書は2019年6月に完成している。

2018年に紛争影響下の脆弱国から購入している上位10か国のEU加盟国(米100万ドル)



3 **ウクライナからのEUTR規制林産物の輸入は、2018年7月から12月の間に33%減少し、過去2年間の上昇傾向に逆行した。**

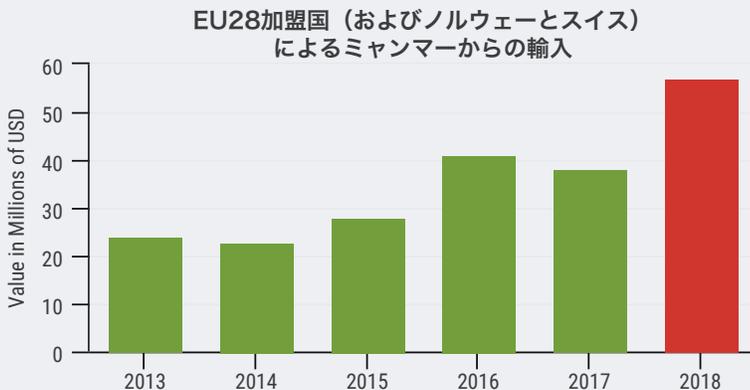


ウクライナの森林セクターにおける違法性と腐敗は、2018年7月にEarthSightの『腐敗の共犯』という報告書が発表されて以来、懸念が集中している。2018年9月下旬、欧州委員会（EC）専門家グループは、疑惑の調査を開始した。

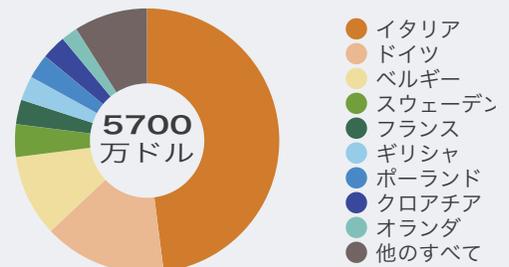
輸入金額の毎月の変動は正常。ただし、EU28加盟国（およびノルウェーとスイス）への2018年の輸入は、2017年と2016年の値を下回り始めた。ウクライナの丸太のヨーロッパからの輸入は、2018年10月から12月の間に金額ベースで75%減少。合板は金額ベースで50%減少。2019年のデータがEU加盟国から完全に報告された時点で、輸入が引き続き減少しているかどうかは明らかになる。

4 **EU28加盟国（およびノルウェーとスイス）によるミャンマーからのEUTR規制対象林産物の輸入は、2017年から2018年の間に50%増加した。**

2017年、EC専門家グループは、ミャンマーからのチークに関して、「加盟国のEUTR管轄当局が受けた保証はどれもEU木材規則の遵守を十分に実証するとは言えない」と結論付けた。2018年、EU加盟国は、取締への一貫したアプローチを奨励するために、ミャンマーからの林産物の輸入に対する共通の取締に関する方針を作成した。



ミャンマーからのすべての林産物の加盟国別の輸入の割合

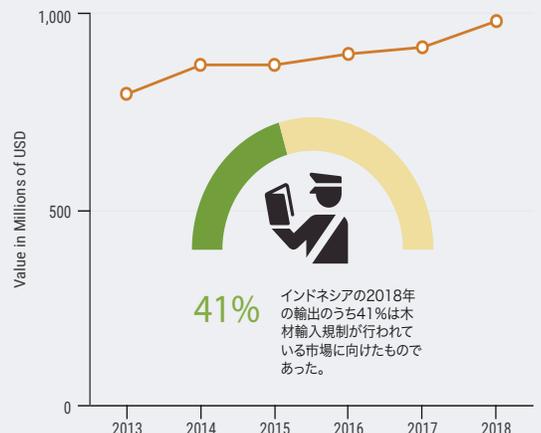


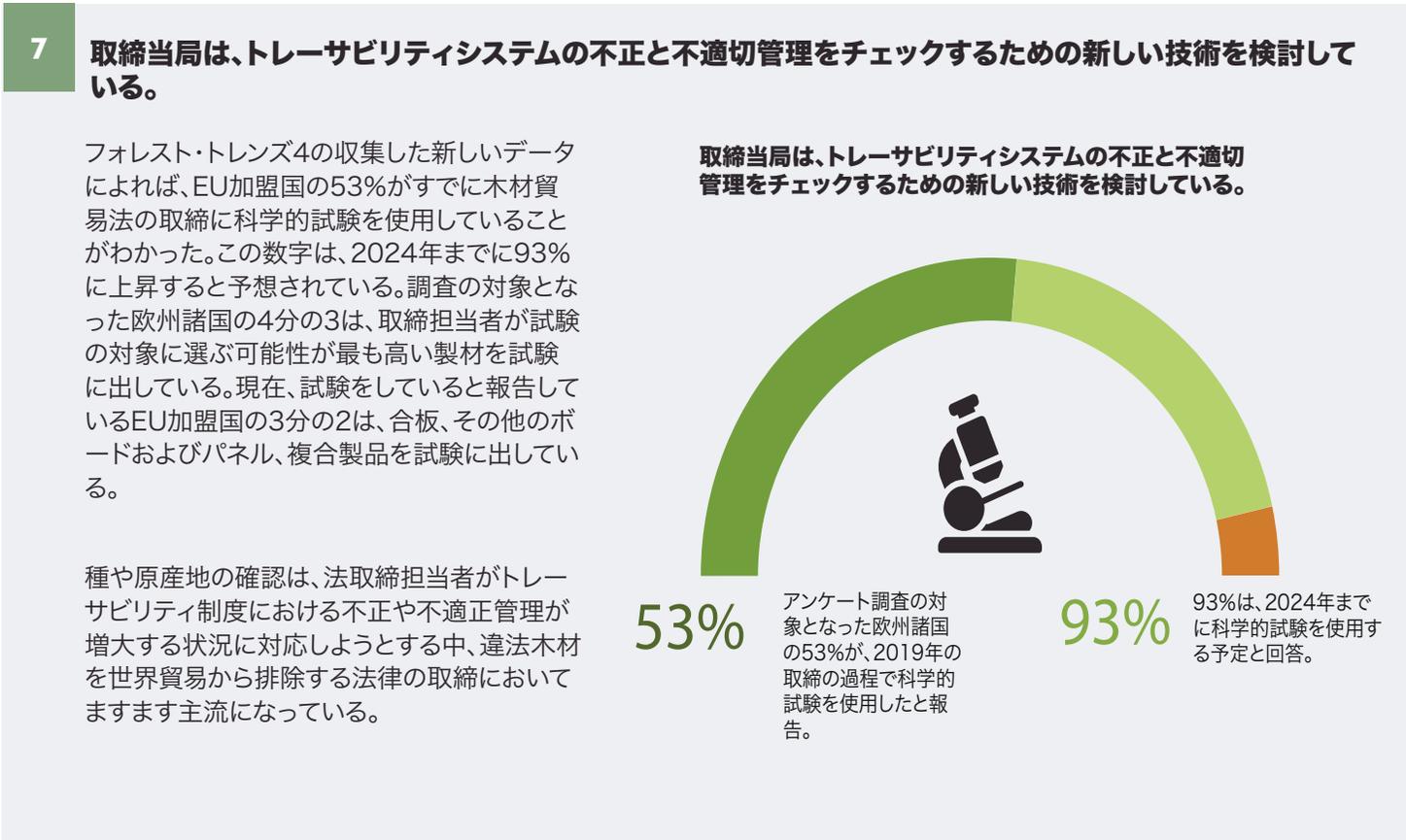
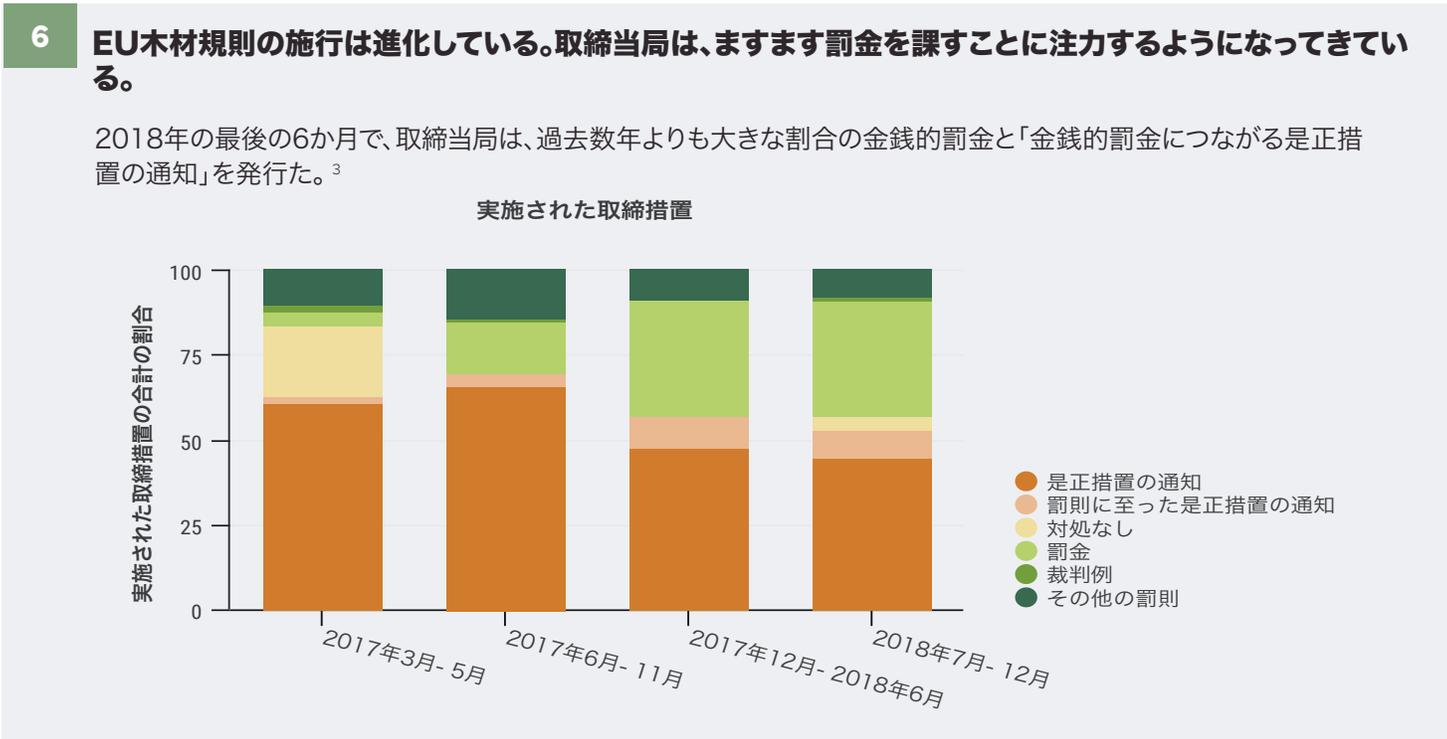
5 **2018年のインドネシアからの林産物の欧州市場への輸出は、2013年との比較で金額ベースで23%増加。2016年11月15日、インドネシアがFLEGTライセンスを発行し始めて以来、ヨーロッパへの輸出が9%増加した。**

森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州連合行動計画（FLEGT）ライセンスは、EUとの自主的パートナーシップ契約に署名した国の木材の合法性を検証するように設計されており、EU木材規則の要件に準拠していると見なされる。

インドネシアの2018年の輸出のうち41%は木材輸入規制が行われている以下の市場に向けたものであった：米国、EU、オーストラリア、カナダ、日本、韓国。

EU28加盟国（およびノルウェーとスイス）へのインドネシアからの林産物の輸出（金額、米ドル）





³ 管轄官庁が自主的に国連環境計画の世界自然保モニタリングセンターに提供するデータ。『EU木材規則の準拠確認のための検査の実績とEU加盟国およびEEAの管轄当局が課す罰則の概要』の作成のために提出される。

https://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm

⁴ フォレスト・トレンドズが収集し、『木材輸入規制の取締における科学試験の採用に関する5つのこと』という文書に集約形式で発表したデータ。

<https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2019/08/5-Things-To-Know-About-the-Use-of-Scientific-Testing-in-Enforcement-FINAL.pdf>